

令和元年 **10月1日から**

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての
子供たちの利用料が無償化されます。

- 幼稚園については、月額上限 2.57 万円です。
- 無償化の期間は、満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前までの 3 年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満 3 歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第 3 子（※）以降の子供たちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
(注) 裾野市の公立幼稚園では給食の提供はありません。
(※) 第 3 子は国が定める基準によります。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合があります。

○ 0 歳から 2 歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

- さらに、子供が 2 人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第 1 子とカウントして、0 歳から 2 歳までの第 2 子は半額、第 3 子以降は無償となります。
(注) 年収 360 万円未満相当世帯については、第 1 子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

○ 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- 3歳から5歳までの子供たちは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

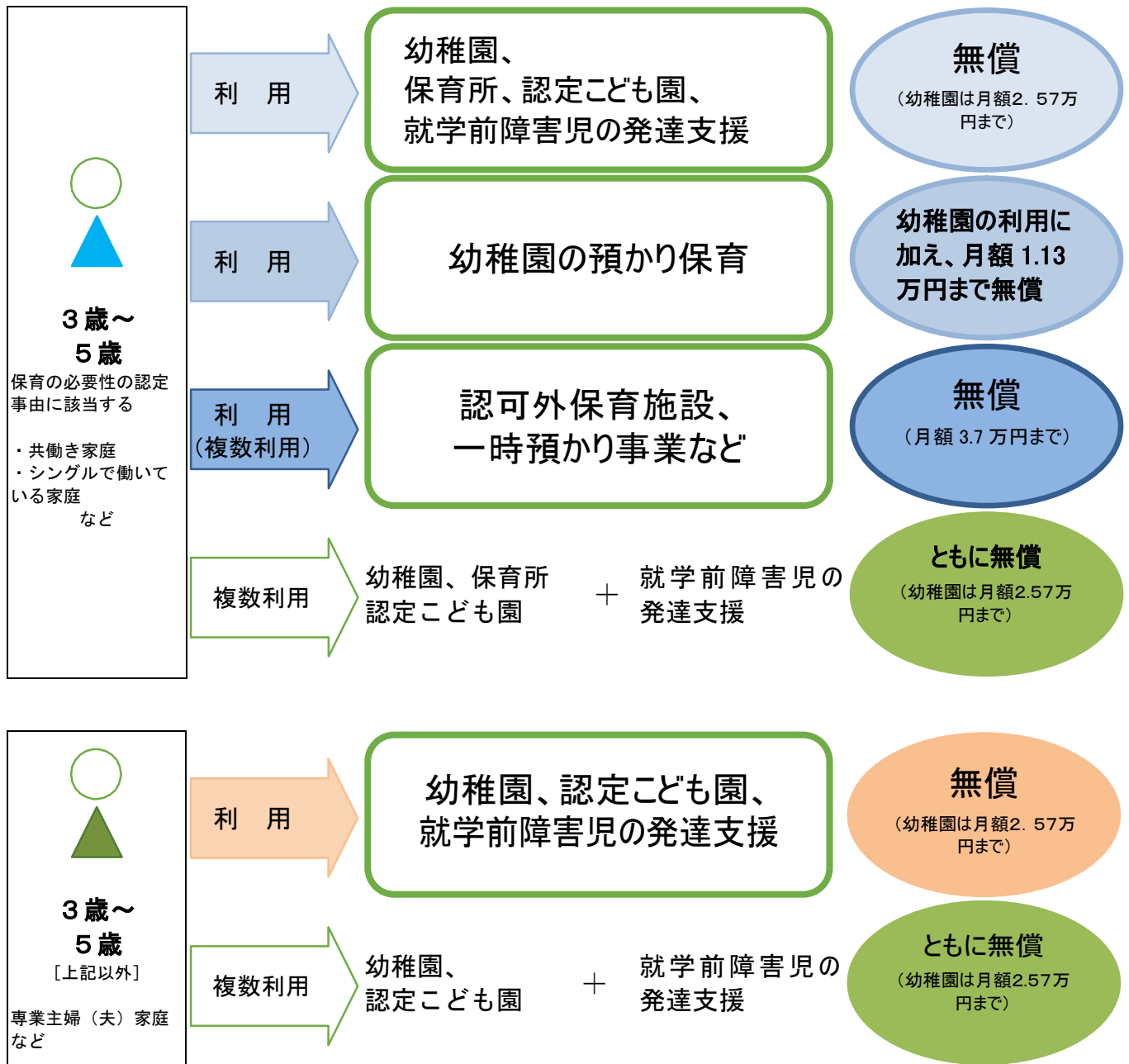
(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

問い合わせ先：裾野市健康福祉部 保育課

電話：055-995-1822 Mail：jidou@city.susono.shizuoka.jp

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)

- (注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。
- (注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。
- (注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。